競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年10月30日

最高裁判所事務総局経理局長　染谷　武宣

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　契約の種類及び区分

⑴　工事種別　建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、解体工事

⑵　業務種別　測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

2　定期受付の申請の時期

⑴　インターネット方式

ア　パスワード発行申請受付期間　令和８年11月２日から令和８年12月28日まで。

イ　申請用データ受付期間　令和８年12月１日から令和９年１月15日まで。

ウ　アドレス

㋐　建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/

㋑　測量等

https://www.pqrc.mlit.go.jp/

エ　システム稼働時間　平日９時00分から17時00分まで。土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（令和８年12月29日から令和９年１月３日）の終日及び平日の17時00分から９時00分までの間は、システム運休。

⑵　文書郵送方式及び文書持参方式　原則として受け付けない。

ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体（経常ＪＶ）に関する申請等）の受付期間については次のとおり。

令和８年12月１日から令和９年１月15日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

文書郵送方式による申請は、当日消印有効。

文書持参方式による申請の受付時間は、９時30分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

なお、上記⑴及び⑵の期間後の申請については、後記９の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等

ア　インターネットを使用して申請する者は、前記２⑴ウに掲げるアドレスにアクセスし、令和８年12月28日までにパスワードを請求した後、入手したパスワードを用いて、令和８年11月２日から令和９年１月15日までに取得することができる。

イ　文書により申請する者は、最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

https://www.courts.go.jp/about/tyotatu/nyusatsujoho_kensetukoji/index.html

⑵　申請書の提出方法　定期受付による申請は、次に掲げるアの方法による。

アの方法で対応していない申請及び後記９の随時受付による申請は、次に掲げるイの方法による。

ア　インターネットを使用して申請する者は、前記２⑴ウに掲げるアドレスにアクセスし、前記３⑴アにより入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

イ　文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるウ又はエの申請書類を、郵送（書留郵便による。）又は持参するものとする。

ウ　建設工事に係る申請書類　①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、②業態調書、③営業所一覧表、④総合評定値通知書（令和７年６月16日より後を審査基準日とするもので、かつ、令和７年６月16日より後を審査基準日とするものが複数ある場合は、そのうち最新のもの。ただし、後記９の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）の写し、⑤納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）、（その３の２）又は（その３の３）のいずれか（以下「納税証明書その２及びその３等」という。））の写し、⑥共同企業体等調書（申請者が官公需適格組合の場合）

エ　測量等に係る申請書類　①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、②業態調書、③測量等実績調書、④技術者経歴書、⑤営業所一覧表、⑥登録を証する書類の写し、⑦登記事項証明書の写し（法人の場合）、⑧財務諸表類（１年分）、⑨納税証明書その２及びその３等の写し

申請者が「建設関連業者閲覧システム」又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」（以下「建設関連業システム」という。）に登録され、一般競争参加資格申請を行う内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は⑥及び⑧に掲げる書類を省略することができる。

4　申請書等に使用する言語等

申請書等は、日本語で記載するものとする。添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付し、金額表示については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により得た邦貨額を記載する。

5　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を得ている場合には、同条の特別な理由がある場合に該当するものとする。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

⑸　建設工事を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

⑹　測量を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条に規定する登録を受けていない者

⑺　建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者

6　競争参加者の資格及びその審査

⑴　前記５⑴から同⑺のいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。

⑵　建設工事　次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望工事種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の多い順。）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア　年間平均完成工事高

イ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）

ウ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフローの額、利益剰余金の額）

エ　技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）

オ　その他（労働福祉の状況、営業年数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況、平均研究開発費の額、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況）